

2018年度政策・制度要求

1. 年金制度の維持・改善

(1) マクロ経済スライド調整の在り方

マクロ経済スライド制度による年金額調整の在り方について、現受給者の年金を守るとともに将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金額水準を確保できることを重視して、退職者連合と誠実に協議すること。

また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

(2) 年金保険料拠出期間延長・年金受給開始時期選択幅の拡大

①加入者の選択権を前提に、国民年金拠出期間を延長すること

②基礎年金給付算定時の納付上限（480ヶ月）を延長し、延長した年数に合わせて基礎年金を増額すること。

③年金受給開始時期の選択肢を70歳以降に拡大すること

④在職老齢年金は就労を妨げないようあり方を検討すること。

(3) 公的年金積立金の適正な管理・運用

①被保険者の利益のための運用

公的年金積立金は、専ら被保険者の利益のために運用すること。GPIF経営委員会の構成割合は労使代表を過半数とすること。

②公的年金積立金の適正運用

年金積立金を「官製相場」のために用いないこと。運用収益目標（スプレッド）を達成するため経営委員会の機能を高めること。

③責任投資の推進

株式運用投資では、「責任投資」の署名団体としてさらにこれを推進すること。

④2008年社会保障国民会議で委員から提言された「年金積立金を活用する奨学金」の考え方について検討すること。

(4) 制度改善に資する財政検証

2019年に予定される年金財政検証は、正確な検証により必要な制度改善の選択肢を示すものとする。

2. 地域包括ケアシステムの確立

(1) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の透明性を重視した協議により合意形成を図りながら、確実かつ速やかに推進すること。

(2) 健康増進・予防施策の充実

高齢者の健康寿命がのび、快適に生活できるよう「食事・運動・自律的生活・社会との交わり」等を基軸に、嗜好品依存防止を含めて医療・介護が連携した健康増進・予防施策を充実すること。

その推進にあたっては、環境整備に心がけ目安・情報の提供による個人の自律的選択を基本とし、受動喫煙防止等の例外を除き基準・要件による賞罰、強制・統制を持ち込まないこと。

(3) サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。また、地域包括支援センターの機能強化を図ること。

(4) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアシステム確立のために医療・介護・リハビリの人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること、そのための財政基盤を整備すること。

(5) 医療・介護の低位平準化方策の撤回

医療・介護連携の名のもとに強行した介護保険の一部3割負担化、今後

の検討課題としている医療保険自己負担への資産勘案など、医療・介護両制度の違いを無視した横並びの負担増・給付抑制をやめること。

3. 医療制度について

(1) 高齢者医療制度の改革

高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度に代わる新たな制度を作ること。

(2) 公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。保険収載を前提としない「混合診療」は導入しないこと。

(3) 医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。第7次医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進は、医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携をめざすこと。

(4) 生活の質、人生最終段階の尊厳の尊重

クオリティオブライフ、クオリティオブデスを向上させること。とりわけ望まない延命措置回避の仕組み、在宅みとりを支える仕組みの整備を急ぐこと。

(5) 医療費定率負担2割化や資産等を算定基礎とした患者負担の撤回

「制度発足時の根幹を崩す75歳以上の医療費定率負担2割化」「負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を算定基礎とした患者負担」「薬剤自己負担引き上げ」「受診時定額負担」を実施しないこと。

(6) 医療保険給付率の自動的引き下げ制度導入検討の撤回

経済成長・人口動態と連動する医療保険給付率の自動引き下げの検討をやめること。

(7) 全国一律診療報酬の維持

医療費抑制を目的とする地域別診療報酬設定の検討をやめること。

(8) 新しい国民健康保険制度の円滑な施行

財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国保制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。

4. 介護保険制度について

(1) 介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに家族等の介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1.2の生活援助業務を介護保険制度から切り離さないこと。

(2) 認知症対策基本法の制定と社会的損賠制度の創設

- ① 認知症対策基本法を制定するとともに、事業計画を整備し確実に実施すること。
- ② 認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策、損害賠償に備える制度を創設すること

(3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ① 介護保険と相互補完する位置づけで老人福祉法による施策を再整備・充実して生活支援・健康増進を図り、中軽度者の重度化を防止すること。
- ② 新総合事業に移行した予防訪問介護・予防通所介護について、移行後の調査を継続して、課題があれば速やかに解消すること。
- ③ 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。予防マネジメントが過重な現在の業務を見直すとともに、医療・介護連携、他機関連携を促進するために、運営費及び職員体制を充実す

ること。

- ④ 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。これを分断して「生活援助」に関する人員配置基準や報酬額の引き下げ、利用者の生活ニーズを無視した機械的利用回数制限、利用料上限設定などサービス切り下げをしないこと。

(4) 高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 特別養護老人ホームの整備・拡充を図るとともに、個室・ユニット型居室の整備等の居住環境の改善を図ること。多床室の入居者負担を増額しないこと。
- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場を確保するため、養護老人ホームの機能強化と職員配置基準を改善するとともに、量的な整備・拡充を図ること。また市町村の養護老人ホームへの「措置控え」傾向の実態を調査し、解消を図ること。
- ③ 小規模多機能型居宅介護等、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住支援策を拡充すること。
- ④ 貧困ビジネス化が危惧されている不安定で劣悪な居住型施設「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」、「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」「サ高住」等について正確に設置・運営実態を調査し、利用者の権利擁護のための法令整備を行うこと。

(5) 介護事業労働者の処遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になる処遇改善を実施すること。

全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。

介護事業における人件費比率を指針として示し、必要な行政指導を行うこと。

(6) 国交付金の見直し

- ① 介護保険に関する国負担分の25%は全額を保険者に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置すること。

- ② 新たな財政的インセンティブは、要介護認定の歪曲やケアプラン抑制、改善見込みのある利用者の選別受け入れなどを引き起こすことが危惧される。実施に当たっては、これらが生じない総合的指標を整備すること。

(7) 被保険者の加入拡大

介護保険の被保険者を医療保険加入者全体に拡大すること。

(8) 利用者負担を拡大しないこと

医療より長期にわたる介護保険利用の実態を踏まえ、利用者負担原則 1割を維持すること。また、負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を持ち込まないこと。

(9) 企画・運営への労使代表、高齢者団体の参画推進

介護保険の制度検討やその運営にあたっては、被保険者・保険料を拠出する労使の代表が参画し決定する体制を確立すること。市町村介護事業計画の策定や地域包括支援センターの運営等に関して被保険者・高齢者団体の参画・意見反映を推進すること。

5. 貧困・低所得者対策について

(1) 生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第 25 条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとし、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

(2) 自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法にもとづき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

(3) 積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪・暖房給付

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

以上